Rotary 第2820地区
Tsuchiura South Rotary Club Weekly Report 編集 土浦南RC会報委員会

土浦南ロータリークラブ 週報

清水寺子安塔の雪化粧

会長 稲野邉 穣　幹事 高野 和彦
■ 例 会 場　ホテルマロウド筑波
TEL.029-822-3000
■ 例会日時　火曜日　12:30～13:30
■ 事 務 局　土浦市真鍋1-2-6 金塚ビル3F
TEL 029-823-4524 FAX 029-869-9006
■ ホームページ　http://tsuchiura-src.jp
■ Eメール　info@tsuchiura-src.jp

2018～2019年度
国際ロータリーテーマ

インスピレーションになろう

2019年2月5日　28号

2019年1月29日　第4例会報告

地区 HP　地区行事予定

1．点　　鐘　稲野邉会長
2．ロータリーソング斉唱（奉仕の理想）
3．来賓紹介　稲野邉会長
土浦市消防本部 消防長　飯村 甚 様
4．幹事報告　高野幹事
5．委員会報告
6．ニコニコボックス発表　塚﨑副ＳＡＡ
7．出席状況報告　出席委員会
8．来賓卓話　土浦消防本部　消防長　飯村甚様
9．防災活動協力金の贈呈（消防本部へ）
稲野邉会長
10．防災活動協力金の贈呈（消防団へ）
稲野邉会長
11．点　　鐘　稲野邉会長
12．ロータリーソング斉唱（４つのテスト）

（司会進行　阿部ＳＡＡ）

本日のプログラム
茨城いのちの電話 事務局長 多田博子様，後援会員 長野加与様をお迎え致します。

次週のプログラム
2月12日（火）の例会は，水戸証券㈱投資情報部情報課 担当課長 糸賀雅史様によります来賓卓話でございます。

出席状況

会員数	出席数	出席免除	出席率	全員出席卓	3名以上欠席卓	メークアップ	出席訂正率
名	名	名	%	卓	卓	名	%
93	70	7	76.92	2	4・7・8・9	10	87.91

【委員会報告】

職業奉仕委員会　　今　泉　孝　之　委員長

２月 19 日の優良事業所訪問ですが，リーデンさんの駐車場が狭いので，土浦駅あたりに集合して，乗り合わせでリーデンさんを訪問したいと考えております。出来ましたら今日中に欠席の方のお名前も含めて出欠を用紙に書いて頂きたいと思います。

乗り合わせの計画等は私の方で４人一組くらいの組合せをして，例会で発表したいと思います。先輩たちは乗って頂ければいいようにして，若手がメインでドライバーをいたします。

【来賓卓話】

土浦市消防本部　消防長　飯　村　　甚　様

皆さん，こんにちは。土浦市消防本部飯村と申します。いつも皆さまには大変お世話になっております。改めまして心から感謝申し上げます。

また，本日は貴重なお時間を頂きまして，われわれ消防本部より少し紹介させて頂きたい話とか，お願いしたい事もございますので，少しお時間を頂いてお話をさせて頂きたいと思います。

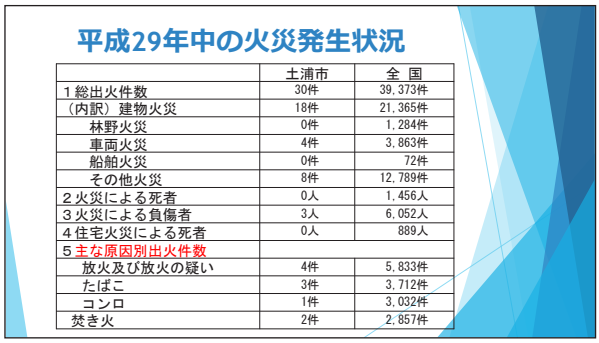

平成29年中の火災発生状況

	土浦市	全　国
１総出火件数	30件	39,373件
（内訳）建物火災	18件	21,365件
林野火災	0件	1,284件
車両火災	4件	3,863件
船舶火災	0件	72件
その他火災	8件	12,789件
２火災による死者	0人	1,456人
３火災による負傷者	3人	6,052人
４住宅火災による死者	0人	889人
５主な原因別出火件数		
放火及び放火の疑い	4件	5,833件
たばこ	3件	3,712件
コンロ	1件	3,032件
焚き火	2件	2,857件

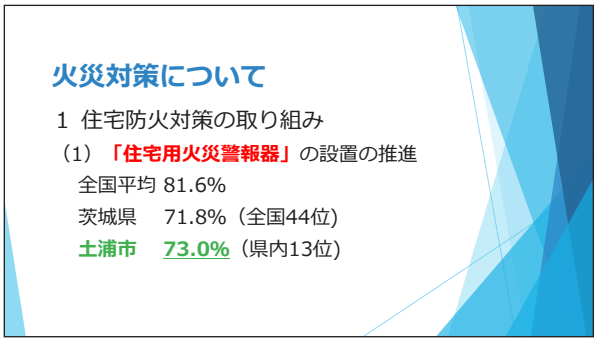

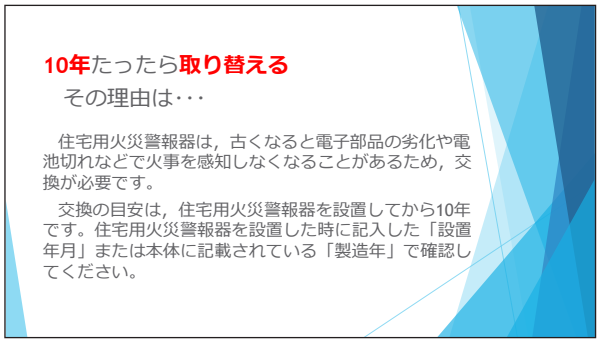

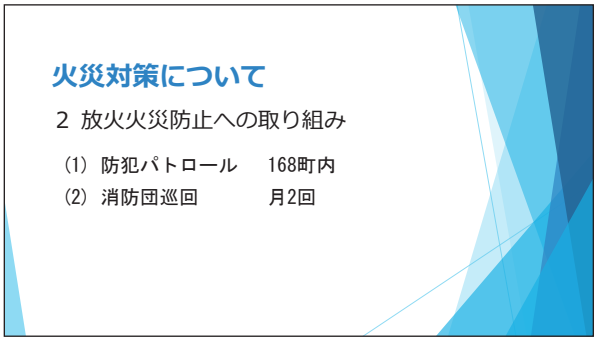

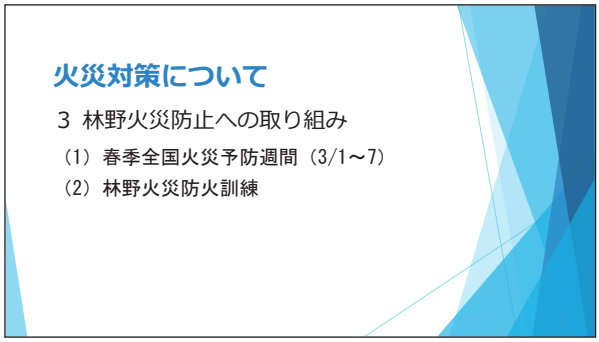

「防火対象物」とは

消防法では，建築物など火災予防行政の対象となるものを**「防火対象物」**と定義し，そのうち消防法施行令別表１に掲げる防火対象物については，その用途や規模等に応じて，火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置，防炎物品の使用などを義務付けています。

消防法施行令別表第１　（●**「特定防火対象物」**）

（１）	● イ　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ● ロ　公会堂又は集会場
（２）	● イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 ● ロ　遊技場又はダンスホール ● ハ　風俗営業６条第５項に規定する性風俗関連特殊営業店舗等 ● ニ　カラオケボックス・個室型浴舗
（３）	● イ　待合、料理店等 　ロ　飲食店
（４）	● 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
（５）	● イ　旅館、ホテル、宿泊所等 　ロ　寄宿舎、下宿又は共同住宅
（６）	● イ　病院・診療所・助産所 ● ロ　老人ホーム等・救護施設・乳児院・障害児入所施設・障害者支援施設 ● ハ　老人デイサービスセンター等・更生施設・助産施設・保育所等 ● ニ　幼稚園又は特別支援学校
（７）	小・中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等
（８）	図書館、博物館、美術館等
（９）	● イ　公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等 　ロ　イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
（10）	車庫の床面積又は船舶若しくは航空機の発着場
（11）	神社、寺院、教会等
（12）	イ　工場又は作業場 　ロ　映画スタジオ又はテレビスタジオ
（13）	イ　自動車車庫又は自車場 　ロ　飛行機又は回転翼航空機の格納庫
（14）	倉庫
（15）	前各項に該当しない事業場
（16）	● イ　建物の一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに該当する複合用途防火対象物 　ロ　イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
（16の2）	● 地下街
（16の3）	● 建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの
（17）	重要文化財等
（18）	延長50メートル以上のアーケード
（19）	市町村長の指定する山林
（20）	総務省令で定める冷凍

「防火管理者」とは

「多数の者が出入りし，勤務し，又は居住する防火対象物で政令で定めるもの」に該当する場合，防火管理者をおかなければならない。

「防火管理者」の役割

- 消防計画の作成
- 訓練の実施
- 設備の点検
- 火気使用の監督 など

※「防火管理者」の選任届の提出が必要

こちらも忘れずに！
「防火対象物使用開始届」の提出

防火対象物の使用を開始する場合には，**使用を開始する7日前**までに「防火対象物使用開始届」を管轄する消防署へ提出する必要があります。

これは，防火対象物の使用状況を把握し，消防用設備等の設置状況等を事前に審査・指導することで，施設を安全に使用していただくためです。

消防法の改正について その１

火を使用するすべての飲食店に「消火器」の設置が義務付けられました。

消防法改正の発端となった災害

新潟県糸魚川市大規模火災

発生日時　平成28年12月22日　10時20分ころ

鎮火日時　平成28年12月23日　16時30分

焼損規模　約40,000㎡（建物147棟）

活動隊等　消防隊43隊（県外含む），消防団50隊

　　自衛隊155名，ミキサー車による水の搬送

＊昭和51年の山形県酒田市（酒田大火）以来の大火

新たに消火器が必要となる飲食店

1　建物の延べ面積が150㎡未満

＊150㎡以上の建物は，従前から設置が必要です。

2　飲食物を提供するため，こんろなどの火を使用する設備又は器具を設けている。

＊設備及び器具に防火上安全な措置が講じられている場合を除く。

例）調理油過熱防止装置，自動消火装置など

消防用設備（消火器）の点検・結果報告

今回の消防法改正により，新たに設置した消火器は，６か月ごとに点検し，１年に１回消防署に報告することが義務となります。

＊土浦市は消防本部予防課へ報告

・機器点検：６か月に１回
・点検報告：１年に１回

※ 2019年10月1日施行

お 願 い

・知り合いで飲食店を経営されている方がいたら，消防法の改正により消火器の設置が義務化されたことをお伝えください。

・お店に伺い，法改正の説明や火気使用器具などの調査を行ないます。

消防法の改正について その２

利用者等の安全を守るため
「重大違反対象物」を公表します。

違反対象物の公表制度

・重大な違反のある防火対象物
・違反内容を利用者等に公表

利用者の安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに，防火対象物の関係者に対する防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進する。

公表となる対象物は

ホテル・旅館　物品販売店　病院　福祉施設

・不特定多数の方が利用する建物

・病院，福祉施設等一人で避難することが困難な方が利用する建物

上記設備が設置されていても，維持管理が不適切で機能喪失している場合も公表の対象となります。

＊公表は違反が是正されるまで継続します。
＊公表のほか，**警告書交付**や**命令書交付**など違反是正のための処理も並行して行われます。

違反是正のながれ

平成31年１月１日以降は・・・

消防法令違反を覚知（立入検査等）
↓
是正されない場合**「警告書交付」**
↓
警告書交付でも是正されない場合
↓
「命令書交付」
（標識の設置）
＊公示

公表に係る手続も同時進行します

ホームページで公表

「おとな救急電話相談事業」の開始について

＃７１１９

増えつづける救急要請

・高齢化の進行にともない救急搬送件数が増加

区分	H26	H30	H35
高齢者	36,753	39,620	39,458
	25.3%	27.9%	28.8%
生産年齢	89,834	85,522	82,394
	61.9%	60.2%	60.2%
年少者	18,503	16,863	15,069
	12.8%	11.9%	11.0%
総人口	145,090	142,005	136,921

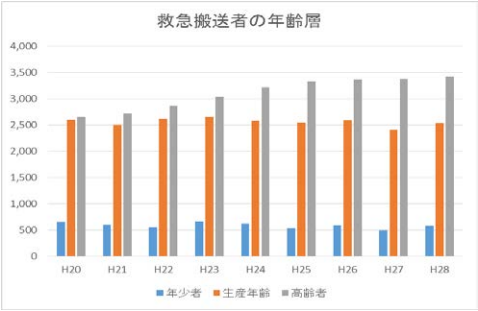

「機能別消防団」制度の導入

「機能別消防団」とは

「基本団員」と同等の活動ができない人が，特定の活動のみに参加する制度を設けて，地域住民が参加しやすい環境を作ろうとするもの

土浦市では，平成31年4月1日から

大規模災害時に活動を行う

「大規模災害団員」制度を導入します。

応援救護者サポート体制
「サンキューカード」の配布

表

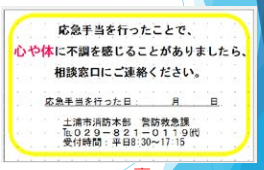

裏

救急現場で応急手当をしていただいた方に**「サンキューカード」**を配布します。

これは勇気をもって応急手当を行っていただいた方に感謝の気持ちを伝えるとともに，応急手当を実施したことで心身に不安を持たれた方への対応として実施するものです。（※ 救護義務のある家族や施設関係者は除く。）

ご清聴ありがとうございました

【防災活動協力金の贈呈】

消防本部へ

消防団へ